廃棄物処理法施行令等 の改正について

水銀廃棄物の適正な管理のために

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課

平成29年6月

目次

1. 水銀に関する水俣条約

2. 水銀廃棄物の現状

3. 廃棄物処理法施行令等の改正内容

1. 水銀に関する水俣条約

世界水銀アセスメント(2002)

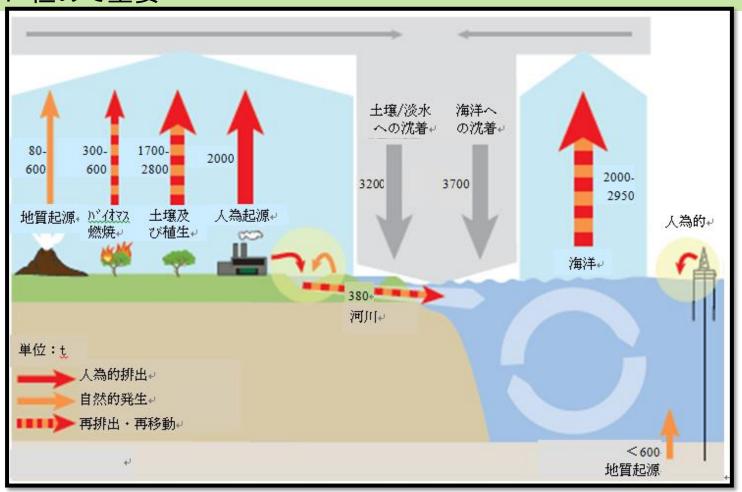
- ○2001年: 国連環境計画(UNEP)が地球規模の水銀汚染に 係る調査活動を開始
- 〇2002年:人への影響や汚染実態をまとめた報告書(世界水銀ア セスメント)を公表

【報告書の内容】

- ・水銀は様々な排出源から様々な形態で環境に排出され、分解されず、全世界を循環
- 人への毒性が強く、特に発達途上の神経系に有害。食物連鎖により野生生物へも影響
- ・先進国では使用量が減っているが、<u>途上国では依然利用され、リスクが高い</u>
- ・自然発生源もあるが、<u>人為的排出が大気中の水銀濃度や堆</u> <u>積速度を高めている</u>
- 世界的な取り組みにより、人為的な排出の削減・根絶が必要

地球規模の水銀循環

- 〇 環境中に排出される水銀(年間5,500~8,900トン)のうち人為的排出は約30%、 自然的発生は約10%、再排出・再移動は約60%
- 水銀の人為的排出の削減は、将来的に環境中を循環する水銀量を削減する ために極めて重要



水俣条約発効までの経緯

〇2013年10月:「水銀に関する水俣条約外交会議」を熊本市及び水俣市で開催 「水銀に関する水俣条約」を全会一致で採択

〇2015年:条約締結に向け、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水

銀汚染防止法)」の制定、大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令の

改正等

○2016年2月:日本が条約を締結

○2017年5月:締結国数が条約の発効要件である50か国に達する

○2017年8月16日:条約発効



Minamata Convention on Mercury



「水銀に関する水俣条約」の意義

- 〇先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等 の各段階で総合的な対策に世界的に取り組むことにより、水銀 の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目 指すもの。
- 〇「水銀に関する水俣条約」の命名は、水俣病のような健康被害 や環境破壊を繰り返してはならないとの決意と、対策に取り組 む意志を世界で共有する意味で有意義。また、水俣病の教訓や 経験を世界に伝えるとともに、現在の水俣市の姿を内外にア ピール。

水銀に関する水俣条約の概要

水俣条約の概要

- 〇 前文に水俣病の教訓について記述
- 水銀鉱山からの一次産出、水銀の輸出入、小規模金採掘等を 規制
- 水銀使用製品(蛍光管、体温計、血圧計等)の製造・輸出入、水銀を使用する製造工程(塩素アルカリ工業等)を規制(年限を決めて廃止等)
- 大気・水・土壌への排出について、利用可能な最良の技術/環境のための最良の慣行(BAT/BEP)等を基に排出削減対策を推進
- 水銀廃棄物について既存条約(バーゼル条約)と整合性を取り つつ適正処分を推進
- 〇 途上国の能力開発、設備投資等を支援する資金メカニズム創設

水俣条約の構成と担保措置等との関係

水銀の一次採掘

(条約第3条3)

水銀汚染防止法

<u>による措置</u> IC FU銃業法改

(附則により鉱業法改正) (実態なし)

環境への排出

大気への排出

(条約第8条)

大気汚染防止法の一部改正法による措置

水・土壌への放出

(条約第9条)

水質汚濁防止法で担保済

目録作成 (条約第8条7、条約第9条6)

水銀の貿易

水銀の輸出入

(条約第3条6,8)

外為法等による措置

···· 水銀の使用

水銀使用製品の製造

(条約第4条)

水銀汚染防止法による措置

水銀の暫定的保管

(条約第10条)

水銀汚染防止法による措置

水銀使用製 品の輸出入

(条約第4条)

外為法等による措置

製造工程における 水銀の使用

(条約第5条)

水銀汚染防止法による措置 (実態なし)

零細・小規模 金採掘

(条約第7条)

水銀汚染防止法による措置(実態なし)

廃棄

水銀廃棄物

(条約第11条)

<廃棄物処理法上の 廃棄物>

<u>廃棄物処理法政省令改正</u> による措置

<廃棄物処理法上の廃棄物に該当しないもの> 水銀汚染防止法 による措置

汚染された場所

(条約第12条)

土壌汚染対策法及び水質汚濁防止法で担保済

実施計画

(条約第20条等)

水銀汚染防止法による措置

資金・資金供与の制度(条約第13条)、能力形成・技術援助等(条約第14条)、健康に関する側面(条約第16条)、情報の交換(条約第17条)、公衆のための情報・啓発及び教育(条約第18条)、研究・開発・監視(条約第19条) 等

2. 水銀廃棄物の現状

水俣条約上の水銀廃棄物の分類

水俣条約上の 水銀廃棄物の定義

国内における分類

廃棄物処理法上の廃棄物でない場合

水銀又はその 化合物から成 るもの

水銀又はその 化合物に汚染 されているもの

水銀又はその 化合物を含む もの

廃棄物処理法上 廃金属水銀等

の廃棄物の場合

・水銀又はその化合物が 廃棄物となったもの

水銀汚染物

・水銀又はその化合物 に汚染されたものが 廃棄物となったもの

水銀使用製品廃棄物

•水銀使用製品が 廃棄物となったもの

水銀含有再生資源

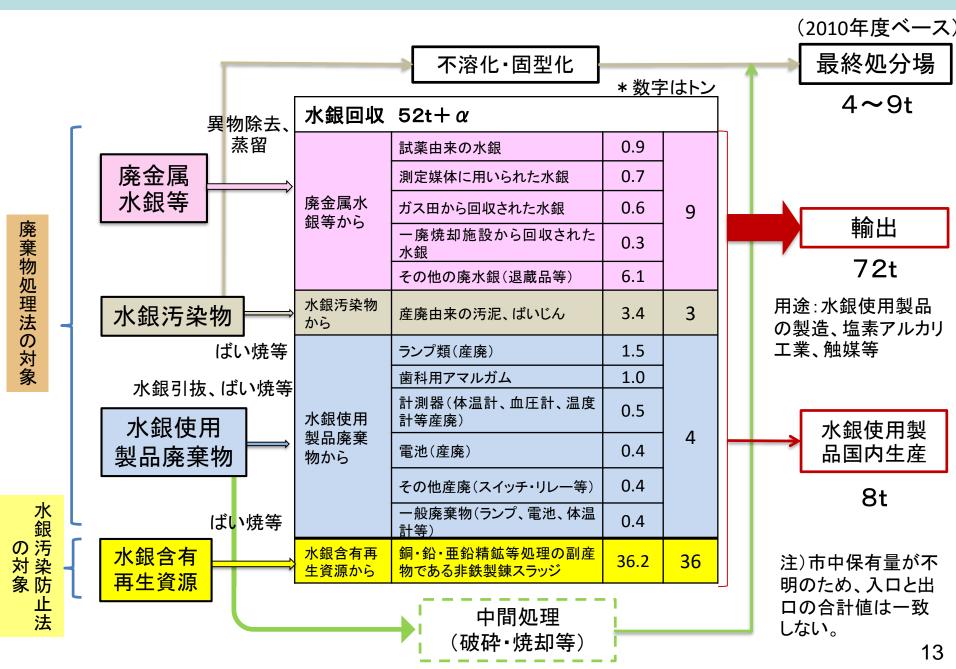
廃棄物処理法

水銀汚染防止法

水俣条約上の水銀廃棄物の具体例

国内における分類	具体例
廃金属水銀等 ・水銀又はその化合物が 廃棄物となったもの	ポロシメーターに使用された水銀、廃試薬 水銀汚染物や水銀使用製品廃棄物、水銀含有再生 資源から回収された水銀
水銀汚染物 ・水銀又はその化合物 に汚染されたものが 廃棄物となったもの	水銀を含む汚泥、焼却残さ(燃え殻、ばいじん)
水銀使用製品廃棄物 ・水銀使用製品が 廃棄物となったもの	ボタン電池、蛍光灯、医療用計測器類、 工業用計測器類、水銀スイッチ・リレー、 ワクチン保存剤(チメロサール)
水銀含有再生資源	水銀を含む非鉄製錬スラッジ

水俣条約上の水銀廃棄物からの水銀回収等の現状



3. 廃棄物処理法施行令等の改正内容

改正の経緯等

I:廃水銀等

Ⅱ:水銀含有ばいじん等

Ⅲ:水銀使用製品産業廃棄物

廃棄物処理法施行令・施行規則等の改正(経緯)

平成25年10月「水銀に関する水俣条約」の採択



水銀廃棄物については環境上適正な方法で管理すること

平成27年2月 中央環境審議会「水銀に関する水俣条約を踏まえた 今後の水銀廃棄物対策について(答申)」



金属水銀及び水銀含有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理 方法等を取りまとめ

平成27年11月 廃棄物処理法律施行令の一部を改正する政令の公布



平成27年12月 改正令(第1段施行分)に 係る環境省令等の公布



平成28年6月~12月 改正令(第2段施行分)に係る環境省令等の審議 (中央環境審議会循環型社会部会水銀廃棄物適正処理検討専門委員会)



平成28年4月1日施行

パブリックコメント(平成28年10月6日~11月6日)



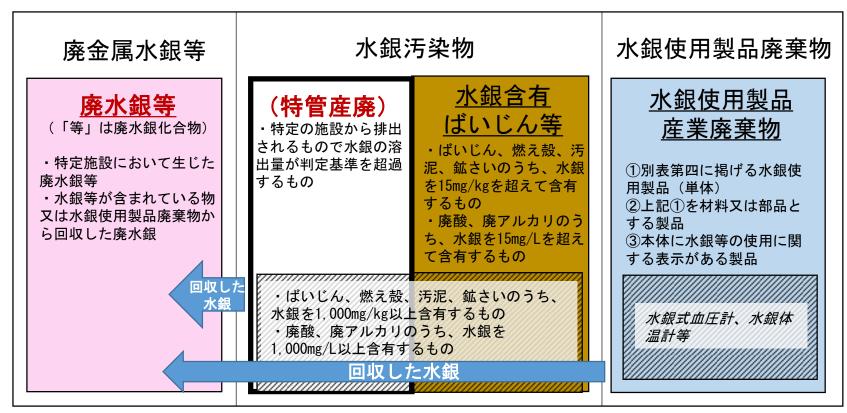
平成29年6月9日公布



平成29年10月1日施行

水銀廃棄物の分類(産業廃棄物)

廃棄物処理法施行令改正により、新たに <u>廃水銀等、水銀含有</u> ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物 を定義



下線:水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正(平成27年)により新たに定義されたもの

赤文字:特別管理産業廃棄物 斜体:例示



水銀回収義務付け対象

3. 廃棄物処理法施行令等の改正内容

改正の経緯等

<u>I:廃水銀等</u>

Ⅱ:水銀含有ばいじん等

Ⅲ:水銀使用製品産業廃棄物

[廃水銀等に対する措置の概要

【背景】

- 金属水銀はこれまで有価物として取り扱われており、廃棄物 処理法において特別な規定はされていない
- 今後、条約による水銀の使用の制限に伴い、廃棄物として取り扱う可能性が想定される

【概要】



- ▶廃水銀等を特別管理産業廃棄物へ指定
- ▶廃水銀等に対する新たな措置:
 - ・保管、収集・運搬に関する措置の追加
 - •処分基準の追加
 - ・廃水銀等の硫化施設を産業廃棄物 処理施設に追加

·*平成*28*年4月1日より施行済*

平成29年10月1日より施行

I 廃水銀等の対象(1)

> 特別管理産業廃棄物である廃水銀等の対象

- ①<u>以下の特定施設において</u>生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品に封入されたものを除く)
- 1. 水銀若しくは水銀化合物 が含まれている物又は水 銀使用製品廃棄物から水 銀を回収する施設
- 2. 水銀使用製品の製造の用に供する施設
- 3. 灯台の回転装置が備え付けられた施設
- 4. 水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品を除く) を有する施設
- 5. 国又は地方公共団体の試 験研究機関

- 6. 大学及びその附属試 験研究機関
- 7. 学術研究又は製品の 製造若しくは技術の改 良、考案若しくは発明 に係る試験研究を行う 研究所
- 8. 農業、水産又は工業に 関する学科を含む専 門教育を行う高等学校、 高等専門学校、専修 学校、各種学校、職員 訓練施設又は職業訓 練施設

- 9. 保健所
- 10. 検疫所
- 11. 動物検疫所
- 12.植物防疫所
- 13. 家畜保健衛生所
- 14. 検査業に属する施設
- 15.商品検査業に属する施設
- 16. 臨床検査業に属する施設
- 17. 犯罪鑑識施設

②水銀若しくは水銀化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く)又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

I 廃水銀等の対象(2)

①特定施設において生じた廃水銀等の例

特定施設	廃水銀等の例
1. 水銀回収施設	回収した水銀のうち、回収時点では廃棄物ではな
	かったがその後不要となり廃棄物となったもの
2.水銀使用製品製造施設	• 製品製造用に保管していた水銀又はその化合
	物が廃棄物となったもの
	• 製造した水銀使用製品のメンテナンスの一環と
	して、水銀を入れ替えた場合に回収された水銀
	が廃棄物となったもの
3.灯台の回転装置が備え付けられ	• 水銀槽式回転装置に入っていた水銀が廃棄物
た施設	となったもの
	• 水銀槽式回転装置の補充用に保管していた水
	銀が廃棄物となったもの
4.水銀を媒体とする測定機器(水	水銀ポロシメーター中の水銀が廃棄物となったもの
銀使用製品を除く。)を有する施設	
	* 水銀使用製品である測定機器(水銀温度計等)
	を有する施設は特定施設に該当しない
5.~17. の施設(試験等実施施設)	廃試薬 ^{注)}

注)廃試薬:原体とみなせるものは廃水銀等、みなせないもの(使用後の試薬を含む 廃液)は従来の特別管理産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に該当する

I 廃水銀等の対象(3)

②回収した廃水銀の例

水銀を回収する対象	廃水銀等の例
水銀若しくはその化合	・ 水銀含有再生資源から回収した廃水銀
物が含まれている物	• 水銀含有ばいじん等から回収した廃水銀
(一般廃棄物を除く)	• 水銀を含む特別管理産業廃棄物から回収した廃 水銀
	• 廃棄物焼却施設の排ガス処理工程において回収された廃水銀
	• 水銀を不純物として含む天然資源の生産施設から回収された廃水銀
水銀使用製品が産業廃棄物となったもの	蛍光ランプ、水銀電池、水銀スイッチ・リレー、水銀を含む計測機器(気圧計、湿度計、圧力計、温度計、 体温計、血圧計)から回収した廃水銀
	*水銀使用製品の破損により漏洩した廃水銀は該当しない

I 廃水銀等に対する新たな措置 (1)

- ▶ 求められる措置(平成28年4月1日より施行済)
- 保管、収集・運搬に関する措置の追加

項目	必要な措置
保管・積替え	①飛散、流出又は揮発の防止のための措置
	②高温にさらされないための措置
	③腐食防止措置

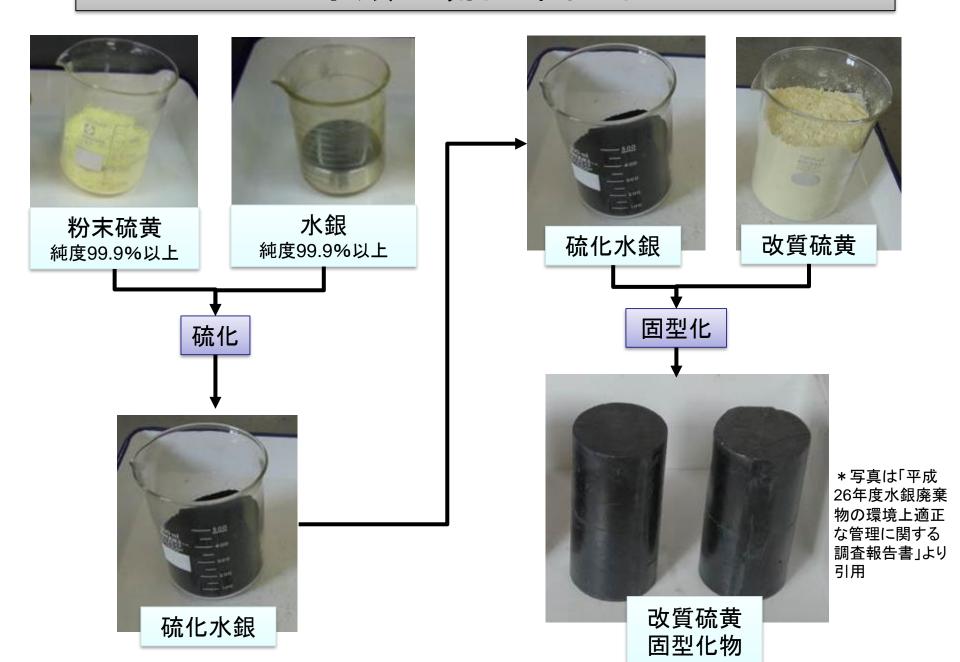
I 廃水銀等に対する新たな措置 (2)

▶ 新たな措置(平成29年10月1日より施行)

■ 処分基準の追加(1/2)

項目	必要な措置
中間処理	【硫化】・水銀の純度を高める・産業廃棄物処理施設の許可を受けた硫化施設において粉末硫黄により硫化
	 【固型化】 硫化水銀を改質硫黄により固型化 改質硫黄固型化物は、「金属等を含む廃棄物の固型化等に関する基準(昭和52年環境庁告示第5号)」に定める強度、大きさ、形状を満たすこと

水銀の硫化・固型化



I 廃水銀等に対する新たな措置(3)

> 新たな措置(平成29年10月1日より施行)

■ 処分基準の追加(2/2)

項目	必要な措置
最終処分	廃水銀等処理物(=改質硫黄固型化物)が、埋立判定基準(環境庁告示13号溶出試験の結果、水銀0.005mg/L以下)を
	満たさない場合 ⇒ 遮断型最終処分場に処分
	満たす場合 ⇒ <u>追加的措置</u> をとった管理型最終処分場で 処分することが可能

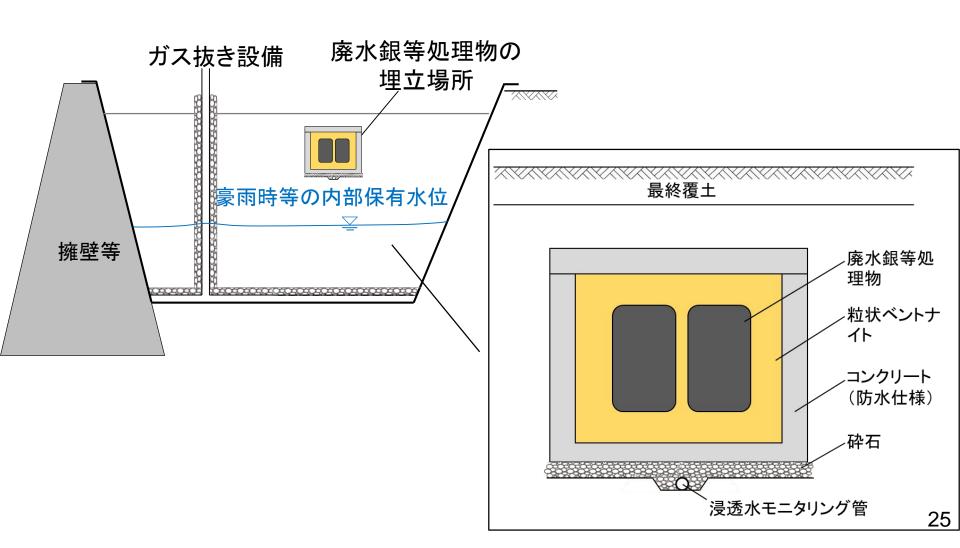
管理型最終処分場の追加的措置

- ① 処分場の一定の場所において、かつ、埋め立てる処理物が分散しないよう な措置
- ② その他の廃棄物と混合するおそれのないよう、他の廃棄物と区分する措置
- ③ 埋め立てる処理物が流出しないようにする措置
- ④ 埋め立てる処理物に雨水が浸入しないようにする措置

I 廃水銀等に対する新たな措置 (4)

> 管理型最終処分場の追加的措置

(埋立処分方法の例)



I 廃水銀等に対する新たな措置(5)

▶ 新たな措置(平成29年10月1日より施行)

■ 廃水銀等の硫化施設を産業廃棄物処理施設に追加

対象	必要な措置
廃水銀等の 硫化施設	▶産業廃棄物処理施設としての設置許可▶一般的な産業廃棄物処理施設の技術上の基準、維持管理基準に加え、
	①技術上の基準:水銀流出防止及び浸透防止設備の設置、水銀を均一に硫化させる反応設備の設置、反応設備は外気と遮断又は負圧管理されたもの、水銀ガス処理設備の設置
	②維持管理基準:水銀と硫黄との均一な化学反応、外 気と遮断されていない反応設備の場合は負圧管理、 水銀ガスによる生活環境保全上の支障防止

I 廃水銀等に対する新たな措置(6)

【留意点】

- ▶ 適切に硫化・固型化ができているかどうかの確認方法
 - 環境庁告示13号「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(13号溶出試験):水銀0.005mg/L以下
 - 「水銀廃棄物ガイドライン」(3.6.1(1)硫化・固型化)に示す ヘッドスペース分析: 0.001mg/m³未満

3. 廃棄物処理法施行令等の改正内容

改正の経緯等

I:廃水銀等

Ⅱ:水銀含有ばいじん等

Ⅲ:水銀使用製品産業廃棄物

Ⅱ 水銀含有ばいじん等に対する措置の概要

【背景】

- 現状では、水銀を高濃度に含む汚染物からは水銀回収が行われており、低濃度の汚染物は廃棄物処理法に基づき埋立処分されている。
- 今後、条約により水銀回収のインセンティブが減り、水銀を高濃度に含む汚染物が埋立処分される可能性があるため、環境保全上支障がないよう基準の強化が必要。



平成29年10月1日より施行

【概要】

- ▶ 新たな廃棄物区分:「水銀含有ばいじん等」を設定
- ▶「水銀含有ばいじん等」に対する新たな措置:
 - (1)処理基準の追加
 - (2)水銀含有ばいじん等であることの情報の伝達

Ⅱ 水銀含有ばいじん等の対象

> 水銀含有ばいじん等の対象

(水銀の大気排出にかかる規制を効果的に実施する観点から対象濃度を設定)

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注)} を15mg/kgを超えて含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^{注)} を15mg/Lを超えて含有するもの

*水銀汚染物のうち、従来からの特別管理産業廃棄物に該当するものは、 「水銀含有ばいじん等」には該当しない

> 水銀回収義務付け対象

廃棄物の種類	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注)} を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^{注)} を1,000mg/L以上含有するもの

*水銀含有ばいじん等、及び特別管理産業廃棄物両方について、上記の条件に 該当するものは、水銀回収の義務の対象となる

Ⅱ 水銀含有ばいじん等に対する新たな措置(1)

> 新たな措置

(1) 処理基準の追加

項目	必要な措置
処理の委託	• 「水銀含有ばいじん等」の収集運搬又は処分の許可を受け た者に委託
	・ 水銀回収が義務づけられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者に委託
処分•再生	水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように措置水銀回収の対象となる水銀含有ばいじん等については、ばい焼設備によりばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収

Ⅱ 水銀含有ばいじん等に対する新たな措置(2)

> 新たな措置

(2) 水銀含有ばいじん等であることの情報の伝達

情報媒体	必要な記載事項
業の許可証	取り扱う廃棄物の種類に「水銀含有ばいじん等」が含まれること 注)平成29年10月1日時点で、これらの廃棄物を取り扱っている場合、変更許可 は不要です。
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀含有ばいじん等」が含まれること 注)平成29年10月1日以前に、契約締結している委託契約書については、新た に契約変更等をする必要はありません。
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれること、また、その数量
廃棄物保管場 所の掲示板	産業廃棄物の種類欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれること
帳簿	「水銀含有ばいじん等」に係るものを明らかにすること

Ⅱ 水銀含有ばいじん等に対する新たな措置(3)

【留意点】

- ▶ 水銀含有ばいじん等に該当するものであっても、従来、再生資源として利用されていたもの
 - ⇒引き続き<u>環境上適正な方法で再生資源として利用すること</u> が求められる
- 水銀回収が義務付けられない特別管理産業廃棄物、水銀含有ばいじん等であっても比較的高濃度なもの
 - ⇒水銀回収に努める
- ▶ 水銀含有量の分析方法については「水銀廃棄物ガイドライン」 (4.1.4 水銀含有ばいじん等の分析方法)を参照

3. 廃棄物処理法施行令等の改正内容

改正の経緯等

I:廃水銀等

Ⅱ:水銀含有ばいじん等

Ⅲ:水銀使用製品産業廃棄物

Ⅲ 水銀使用製品産業廃棄物に対する措置の概要

【背景】

- 水銀使用製品廃棄物は、主に水銀回収等が行われているが、 直接、埋立処分されているものもある
- 引き続き水銀回収を促進するとともに、水銀使用製品廃棄物がより環境上適正に取り扱われるよう基準の強化等が必要



【概要】

平成29年10月1日より施行

- ➤ 新たな廃棄物区分:「水銀使用製品産業廃棄物」を設定
- ▶「水銀使用製品産業廃棄物」に対する新たな措置:
 - (1)処理基準の追加
 - (2)水銀使用製品産業廃棄物であることの情報の伝達

Ⅲ 水銀使用製品産業廃棄物の対象(1)

区分①:水銀使用製品のうち表に掲げるもの

区分②:①の製品の組込製品(表に×印のあるものに係るものを除く)

<u>区分③:水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品</u>

1	水銀電池	
2	空気亜鉛電池	
3	スイッチ及びルー(水銀が目視で確認できるもの)	×
4	蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む)	×
5	HIDランプ (高輝度放電ランプ)	×
6	放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く)	×
7	農薬	
8	気圧計	
9	湿度計	
10	液柱形圧力計	
11	弾性圧力計(ダイアフラム式のもの)	×
12	圧力伝送器(ダイアフラム式のもの)	×
13	真空計	×
14	ガラス製温度計	
15	水銀充満圧力式温度計	×
16	水銀体温計	
17	水銀式血圧計	
18	温度定点セル	
19	顔料	×

20	ボイラ(二流体サイクルに用いられるもの)	
21	灯台の回転装置	
22	水銀トリム・ヒール調整装置	
23	水銀抵抗原器	
24	差圧式流量計	
25	傾斜計	
26	周波数標準機 :	×
27	参照電極	
28	握力計	
29	医薬品	
30	水銀の製剤	
31	塩化第一水銀の製剤	
32	塩化第二水銀の製剤	
33	よう化第二水銀の製剤	
34	硝酸第一水銀の製剤	
35	硝酸第二水銀の製剤	
36	チオシアン酸第二水銀の製剤	
37	酢酸フェニル水銀の製剤	
注)N	lo.19の顔料は、塗布されるものに限り×印に	

Ⅲ 水銀使用製品産業廃棄物の対象(2)

区分①の対象となる主な水銀使用製品例と判別方法(1/2)

	製品	判別方法
一次電池	水銀電池空気亜鉛電池	品番(水銀電池)品番、国内メーカー(空 気亜鉛電池)
ランプ類	・ 蛍光ランプ・ 放電ランプ	品番、用途、形状など *水銀を含まないランプもある。 日本照明工業会のサイトに情 報あり

Ⅲ 水銀使用製品産業廃棄物の対象(3)

区分①の対象となる主な水銀使用製品例と判別方法(2/2)

	製品	判別方法
農薬		成分表示
計測機器 ーその1ー	 温度計 湿度計 気圧計 血圧計 体温計 	金属水銀の目視確認
計測機器 ーその2ー	圧力計真空計	本体にある目盛板、銘板など
顔料	水銀朱辰砂	名称
医薬品	 マーキュロクロム<u>を含むもの</u> (赤チンなど) チメロサール<u>を含むもの</u> (ワクチンなど) 	添付文書、成分表示、名称など
水銀等の製剤	水銀又は水銀化合物の製剤	成分表示、名称など

Ⅲ 水銀使用製品産業廃棄物の対象(4)

区分②の対象となる組込製品例

対象となる組込製品の例	左記製品中に用いられる 区分①の製品
補聴器、銀塩カメラの露出計	水銀電池
補聴器、ページャー(ポケットベル)	空気亜鉛電池
ディーゼルエンジン、医療機器(ガス滅菌器)、ピクノメータ、引火点試験機	ガラス製温度計
朱肉(ただし、顔料や朱肉が塗布・捺印等された製品や作品 等は対象外)	顔料

- * 以下のものは、組み込まれていることの判別が難しいことから対象外
 - ◆ スイッチ及びリレー、蛍光ランプ、HIDランプ、放電ランプ、弾性圧力計、圧力伝送器、真空計、水銀充満圧力式温度計、又は周波数標準機の組込製品
 - ◆ 顔料が塗布されたもの

Ⅲ 水銀使用製品産業廃棄物の対象(5)

区分③の対象となる水銀使用製品例



本体に水銀使用の表示がある製品

製品本体にある水銀使用表示例

- ■日本語による表記(例:水銀)
- ■化学記号(Hg)
- ■英語による表記(Mercury)
- ■J-Moss水銀含有表示(右図は一例)



Ⅲ 水銀使用製品産業廃棄物の対象(6)

【参考】水銀使用製品産業廃棄物の対象判断例

対象



<判断理由> 「水銀使用」の 旨の表示があ る

非対象



<判断理由> 「水銀使用」の 旨の表示がな い

回転接続コネクター



<判断理由> 目視で金属水銀の 封入が確認できる



<判断理由> 目視で金属水銀の封 入が確認できない

スイッチ



<判断理由> 品番が、水銀電池を 意味する「NR」で始 まっている



<判断理由> 品番が、アルカリホータン電池 を意味する「LR」で始 まっていて、水銀使用に 関する表示がない

Ⅲ 水銀回収義務付け対象

水銀使用製品産業廃棄物のうち表に掲げるもの

(破損時のリスクを考慮し、液体の金属水銀を含むものを対象に設定)

1	スイッチ及びリレー	11	水銀式血圧計
2	気圧計	12	灯台の回転装置
3	湿度計	13	水銀トリム・ヒール調整装置
4	液柱形圧力計	14	差圧式流量計
5	弾性圧力計(ダイアフラム式のものに限る。)	15	浮ひょう形密度計
6	圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限る。)	16	傾斜計
7	真空計	17	積算時間計
8	ガラス製温度計	18	ひずみゲージ式センサ
9	水銀充満圧力式温度計	19	電量計
10	水銀体温計	20	ジャイロコンパス

注)水銀使用製品産業廃棄物の区分①の対象となっていない製品は、 水銀等の使用に関する表示がされていて区分③に該当する場合を想定したもの

握力計

21

Ⅲ水銀使用製品産業廃棄物に対する新たな措置(1)

> 新たな措置

(1) 処理基準の追加

項目	必要な措置
処理の委託	• 「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を 受けた者に委託
	• 水銀回収が義務づけられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者に委託
保管	他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置
収集•運搬	破砕することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬
処分•再生	• 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないような措置
	 水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、 ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置を とった水銀を分離する方法により、水銀を回収
	• 安定型最終処分場への埋立は行わないこと

Ⅲ水銀使用製品産業廃棄物に対する新たな措置(2)

> 新たな措置

(2)水銀使用製品産業廃棄物であることの情報の伝達

情報媒体	必要な記載事項
業の許可証	取り扱う廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること 注)平成29年10月1日時点で、これらの廃棄物を取り扱っている場合、変更許可は不要です。
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること 注)平成29年10月1日以前に、契約締結している委託契約書については、 新たに契約変更等をする必要はありません。
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること、また、その数量
廃棄物保管場 所の掲示板	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること
帳簿	全ての項目について、「水銀使用製品産業廃棄物」に係るものを明らかにすること

Ⅲ水銀使用製品産業廃棄物に対する新たな措置(3)

【留意点】

- ▶ 水銀使用製品産業廃棄物と、当該製品と同一カテゴリー・同一性状の製品が産業廃棄物となったものが混在した状態で排出される場合 (例) 空気亜鉛電池とアルカリボタン電池が混在している場合
 - ⇒<u>総体として水銀使用製品産業廃棄物として取り扱ってOK</u> 混在したものを総体として、他の物と混合するおそれのないよう保管、 区分して収集・運搬すること
- ▶ 水銀回収義務付けの対象となっていない製品であっても、水銀含有量が多いもの(超高圧UVランプ等) ⇒水銀回収に努める
- ▶ 処理過程で水銀が使用された製品が組み込まれていることが判明 した場合
 - ⇒排出事業者にその旨を伝える
 - ⇒次に同じ製品を排出する際は、「水銀使用製品産業廃棄物」と 同等に環境上適正に扱う

WDS様式の改訂

> 水銀廃棄物の適正処理に必要な情報提供はWDSを活用

		/C-1-1-X	J. X. C.	ILI LY IVE	V(100 -	/H /
/ ±	三面~				告 田釆早	

廃棄物データシート(WDS)

- ※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
- ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作	成日 平成 年	車 月 日		記入者	
1	排出事業者	名称	所属		
		所在地 〒	担当者	TEL	
				FAX	
2	廃棄物の名称			•	
3	廃棄物の		ı	MSDSがある場合、CAS No.	
	組成•成分情報	主成分			
		他			
	(比率が高いと				
	思われる順に				
	記載)				
	□ 分析表添付	・成分名と混合比率を書いて	下さい。 ばらつきがある	場合は範囲で構いません。	
	(組成)	・商品名ではなく物質名を書い	<u>いて下さい。重要と思われ</u>	しる微量物質も記入して下さい。	
4	廃棄物の種類	□汚泥 □廃油 □	□廃酸 □廃アルカ	<i>ע</i> ינ	
	口産業廃棄物	□その他()
		※ 廃棄物が以下のいずれか			
				棄物 □水銀含有ばいじん等	
	□特別管理			下水汚泥 口廃酸(有害)	
	産業廃棄物	□引火性廃油(有害) □感染		い(有害) 口廃アルカリ(有害)	
		□強酸 □PCE		がら(有害) 口ばいじん(有害)	
		□強酸(有害) □廃力			
_		□強アルカリ □廃石			
5	特定有害廃棄物	アルキル水銀() トリクロロエチレン	() 1,3-ジクロロプロペン ()
		水銀又はその化合物()テトラクロロエチレン	()チウラム ()
	()には	カドミウム又はその化合物()シブクロロメタン	()シマジン ()
	混入有りは〇、	鉛又はその化合物 ()四塩化炭素	()チオヘンカルフ゛ ()
	無しは×、混入の	有機燐化合物 ()1,2-ジクロロエタン	()ベンゼン ()
	可能性があれば△	六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン	()セレン ()
	ローハゼキエル	砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチし)
	口 分析表添付	シアン化合物() 1,1,1-トリクロロエタン	()1,4-ジオキサン()
1	(廃棄物処理法)	PCB () 1,1,2-トリクロロエタン	()	

(6. 以降省略)

参考:大気への排出基準(平成30年4月1日より施行)

※ガス状水銀+粒子状水銀

	大気汚染防止法の 水銀排出施設 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
水俣条約の 対象施設			(µg/Nm³) ^{注1}		(μg/Nm³)()は平均値	
对象 他改			新設	既設	実態調査のための測定方法	左記方法以外
石炭火力発電所産業用石炭燃焼			8	10	0.1-4.4 (1.2)	0.1-13 (1.2)
ボイラー	│ │小型石炭》 │	昆焼ボイラー ^{注2}	10	15	<0.1-16 (1.9)	0.1-6.2 (1.3)
非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及びエ	┈┶┼	銅又は工業金	15	30	銅 <0.1-1.2 (0.5)	銅 <0.1-18 (2.4)
業金)製造に用	一次施設	鉛又は亜鉛	30	50	亜鉛 0.1-39 (9.4)	亜鉛 0.4-150 (26)
いられる精錬及 び焙焼の工程		銅、鉛又は亜鉛	100	400	銅 0.1-360 (66) 鉛 <0.1-2300 (29) 亜鉛 <0.1-1100 (90)	銅 33-710 (370) 鉛 1.8-2000 (563) 亜鉛 0.5-1600 (280)
		工業金	30	50	金 <0.1-11 (2.0)	金 430
廃棄物の焼却設 備	廃棄物焼却炉		30	50	<0.1-380 (11)	<0.1-300 (17)
	水銀含有汚泥等の焼却炉等		50	100		12-200 (84)
セメントクリン カーの製造設備	セメントの製造の用に供す る焼成炉		50	80 ^{注3}	0.9-260 (46)	0.2-220 (39)

注1 酸素換算は、石炭燃焼ボイラー6%、セメントクリンカー製造用焼成炉10%、廃棄物焼却炉・水銀含有汚泥等焼却炉12%

注2 伝熱面積が10m²以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり50L以上であるもののうち、

バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり100,000 L 未満のもの

注3 原料とする石灰石中の水銀含有量が0.05 mg-Hg/kg-Limestone(重量比)以上であるものについては、140μg/Nm³

参考情報

- 〇 水銀廃棄物関係 http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html
- 水銀に関する取組(全般) http://www.env.go.jp/chemi/tmms/index.html
- 〇 水銀汚染防止法関係 http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law.htm
- O 水銀大気排出対策関係 http://www.env.go.jp/air/suigin/post_11.html